

平成21年12月3日

吉城高等学校 保護者様

岐阜県立吉城高等学校
校長 生田 邦雄

新型インフルエンザ流行に伴う学校の臨時休業について

日頃は、本校の教育活動に対して御理解と御支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型インフルエンザの流行に伴い、本校も学級閉鎖等の措置を講じてきましたが、新しい基準が岐阜県教育委員会から12/2付けの文書でまいりました。その基準に沿って本校も対応していきますので、御承知と御協力をお願いします。

臨時休業の措置に関する基準

[従来]

- ・同一集団で、7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者（教職員を含む）が発生した場合、学校医と相談し、臨時休業の措置を講じる。
- ・臨時休業の実施期間は、5～7日間とする。

[今後の対応 12/3以降]

- ・通常のインフルエンザと同様な対応
- ・同一集団で、インフルエンザ様症状による多くの児童生徒の欠席者が発生した場合、感染状況及び学校運営上を考慮し、学校医と相談の上、臨時休業の措置を講じる。
- ・臨時休業の実施期間は、5～7日間より短縮することも可能とする。
- ・マスクの着用や手洗いの励行等の感染拡大防止、重症化の防止、基礎疾患を有する児童生徒への対応については十分配慮する。

ただし、インフルエンザに感染した生徒については、従来と変わらず基本的に7日間または解熱後2日間までの出席停止ですので、熱が下がったからといって解熱後2日経っていないのに登校することのないように御注意ください。

基準は上記のように変更されましたが、インフルエンザの流行は今後も続くことが予想されます、各個人で感染予防の措置を充分講ずるようにお願いいたします。